

○岐阜県市町村職員共済組合運営規則

昭和37年12月1日
規則第3号

変更 昭和38年3月11日公告第8号
昭和39年11月10日公告第46号
昭和46年3月1日公告第177号
昭和54年2月1日公告第330号
昭和55年2月28日公告第355号
昭和55年8月20日公告第362号
昭和62年3月2日公告第490号
平成2年4月18日公告第553号
平成6年7月26日公告第625号
平成6年7月26日公告第626号
平成6年11月28日公告第642号
平成7年6月30日公告第654号
平成8年6月25日公告第673号
平成12年2月24日公告第737号
平成14年2月26日公告第774号
平成15年2月24日公告第792号
平成15年4月22日公告第798号
平成16年2月25日公告第816号
平成18年6月29日公告第862号
平成18年12月4日公告第870号
平成19年2月22日公告第874号
平成20年12月4日公告第900号
平成21年7月27日公告第927号
平成21年10月1日公告第928号
平成27年9月29日公告第1013号
平成29年3月28日公告第1030号
平成30年6月19日公告第1052号
令和3年6月8日公告第1097号
令和4年11月22日公告第1117号

第1章 総則

(目的)

第1条 この運営規則は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第17条の規定に基づき、岐阜県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）の業務の執行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（昭39公告46・一部変更）

(業務執行の基本原則)

第2条 組合の業務は、法令、岐阜県市町村職員共済組合定款（以下「定款」という。）この運営規則その他の規程の定めるところに従い、厳正かつ確実に執行されなければならない。

(所属所)

第3条 定款第4条第1項の規定により理事長が所属所を定める場合には、定款第9条第5項に定める市町村及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条に規定する地方公営企業を基準として定めるものとする。

（平16公告816・一部変更）

(権限の委任等)

第4条 理事長は、その権限に属する事務の一部を理事、事務局長その他の組合員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

第2章 組合員

(組合員の異動報告)

第5条 所属所長は、その所属の組合員が当該所属所に属する組合員でなくなったときは、遅滞なく、別紙様式第1号による組合員報告書を理事長に提出しなければならない。

2 所属所長は、その所属の組合員が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）となったとき又は継続長期組合員となったときは別紙様式第1号の2による報告書を、組合員が公益的法人等派遣職員でなくなったとき又は継続長期組合員でなくなったときは別紙様式第1号の3による報告書を遅滞なく理事長に提出しなければならない。

（平6公告626・全部変更、平16公告816・平20公告900・平27公告1013・一部変更）

(被扶養者の申告等の手続)

第6条 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「施行規程」という。）第3章の規定による被扶養者申告書、組合員被扶養者証、組合員証等再交付申請書又は高齢受給者証の提出は所属所長を経て理事長に提出しなければならない。

2 施行規程第3章の規定による組合員被扶養者証又は高齢受給者証の交付は、理事長が所属所長を経てしなければならない。

（昭39公告46・平15公告798・平18公告862・一部変更）

(組合員証の検認等)

第6条の2 組合は、必要に応じて、施行規程第97条（第100条第2項、第100条の2第3項、第106条の3第5項、第110条の5第5項、第110条の6第6項及び第184条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証について検認又は更新を行うものとする。この場合において、その実施については、別に定める。

(平18公告862・追加)

第3章 給付

(医療機関又は薬局との契約)

第7条 組合は、法第57条第1項第2号の規定により、組合員及び被扶養者の療養について、国、地方公共団体、公共企業体又は他の組合（他の法律に基づく共済組合を含む。）が当該職員又は当該組合員のために経営する医療機関又は薬局と契約することができる。

2 組合は、法第57条第6項の規定により、療養に要する費用の額について、前項に規定する医療機関又は薬局のほか、保険医療機関又は保険薬局と契約することができる。

3 前2項の契約は、第4条の規定にかかわらず、理事長でなければすることができない。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、当該契約をすることについて組合員以外の者に委任することができる。

4 理事長又はその委託を受けた者は、第1項の契約をしようとする場合には、契約の目的、診療の範囲、診療の費用の額の計算方法、一部負担金の取扱い、診療報酬の請求及び支払の手続、契約の期間、診療に関する帳簿書類の保存期間その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

5 理事長又はその委託を受けた者は、第2項の契約をしようとする場合には、契約の目的、診療の費用の額の計算方法その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

6 理事長は、第1項又は第2項の契約がなされたときは、当該契約のなされた医療機関又は薬局の名称又は所在地、診療の範囲、診療の費用の負担方法その他必要な事項を適当な方法で組合員に周知させなければならない。

(平18公告862・一部変更)

(社会保険診療報酬支払基金との契約)

第8条 組合は、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）との契約により、法第144条の33第1項各号に掲げる事務を基金に委託するものとする。

2 組合は、基金との契約により、第7条第1項に規定する医療機関又は薬局に対する組合員及び被扶養者の療養の費用の支払に関する事務（当該療養の給付の審査を含む。）を基金に委託することができる。

3 前2項の契約は、第4項の規定にかかわらず、理事長でなければすることができない。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、当該契約をすることについて、組合

員以外の者に委任することができる。

- 4 理事長又は、その委任を受けた者は、第1項又は第2項の契約をしようとする場合には、契約の目的、委託金の額、支払金請求の手續、事務費の額、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

(平6公告642・平29公告1030・平30公告1052・一部変更)

(国民健康保険中央会との契約)

第8条の2 組合は、公益社団法人国民健康保険中央会との契約により、法第63条第2項の規定により出産費の受給権を有する組合員であった者に代わり出産費を代理受領する国民健康保険の保険者に対し、組合が支払うべき出産費の支払に関する事務を岐阜県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

- 2 前項の契約は、第4条の規定にかかわらず、理事長でなければすることができない。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、当該契約をすることについて組合員以外の者に委任することができる。

- 3 理事長又はその委任を受けた者は、第1項の契約をしようとする場合には、契約の目的、支払金請求の手續、事務費の額、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

(平21公告928・追加、平29公告1030・一部変更)

(給付の請求等の手續き)

第9条 第6条第1項の規定は、組合員が施行規程第4章の規定により特別療養証明書交付申請書若しくは組合員証等再交付申請書又は給付の請求書若しくは関係書類を組合に提出する場合について、同条第2項の規定は施行規程第109条の規定により、特別療養証明書を組合員に交付する場合又は施行規程第119条の規定により組合員に通知する場合について準用する。

(平15公告798・一部変更)

(添付書類の省略)

第10条 2以上の給付を同時に請求する場合において、これらの給付の請求の際添付すべき書類が同一であるときは、1の添付書類によりこれらの給付を請求することができる。この場合においては、添付書類を省略した請求書の余白に当該他の請求書の名称その他必要な事項を記載しなければならない。

- 2 同一の給付事由による傷病手当金、出産手当金又は休業手当金を2回以上にわたって請求する場合には、次回以後の請求についてその添付書類を省略することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(資格喪失後の給付)

第11条 組合員の資格喪失後における療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、出産費、家族埋葬料、傷病手当金又は出産手当金(以下「療養の給付等」という。)を受けるべき者が、健康保険法第5章の規定による療養の給付等を受けることができるに至ったとき、又は、他の組合の組合員(他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を

行うものの組合員その他健康保険又は船員保険の被扶養者を含む。)の資格を取得したときは、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

(平6公告642・平15公告798・一部変更)

(休業手当金の給付事由及び期間)

第12条 法第70条第5号に規定する運営規則で定める事由は組合員の配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子又は父母(配偶者の父母を含む。))及び同居の祖父母で被扶養者でないものの病気又は負傷とし、当該運営規則で定める期間は、所属所長が与えた期間で理事長が認めた期間とする。

(平6公告625・一部変更)

(給付金明細簿)

第13条 理事長は、短期給付の支払をしたときは、別紙様式第2号による給付金明細簿に所要の事項を記載して整理しなければならない。

(給付期間の満了の通知)

第14条 理事長は、療養を受けている組合員又は被扶養者が法第61条第1項の規定に該当するに至ったときは、組合員、現に療養を受けている医療機関及び基金にその旨を通知するものとする。

第14条の2及び第15条 削除(平19公告第874)

第4章 福祉事業

(福祉事業)

第16条 定款第39条の規定により組合が行う福祉事業に関する規程については、理事長が組合会の議決を経て別に定める。

第5章 掛金及び負担金

(地方公営企業法の規定の適用を受ける職員の報酬等)

第17条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第17条第1項及び附則第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受ける職員に係る地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号。以下「令」という。)第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第38条第1項に規定する給与のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。))及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

2 地方公営企業法第38条の規定の適用を受ける職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第38条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並び

に3月を超える期間ごとに支給される給与とする。

(平27公告1013・全部変更)

(特定地方独立行政法人の役職員の報酬等)

第17条の2 特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。)の役職員に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第51条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与を除いたものとする。

2 特定地方独立行政法人の役職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第48条第1項に規定する報酬又は同法第51条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬又は給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与とする。

(平27公告1013・全部変更)

(海外派遣職員の報酬等)

第17条の3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和62年法律第78号)第2条第1項の規定により派遣された者(次項において「海外派遣職員」という。)に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第7条に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

2 海外派遣職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第7条に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。

(平27公告1013・全部変更)

(公益的法人等派遣職員の報酬等)

第17条の4 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項の規定により派遣された者(次項において「公益的法人等派遣職員」という。)に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第2条第3項に規定する報酬及び同法第6条第2項に

規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）並びに退職手当に相当する報酬及び給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与を除いたものとする。

- 2 公益的法人等派遣職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第3項に規定する報酬及び同法第6条第2項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当並びに任期付研究員業績手当に相当する報酬及び給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与とする。

（平27公告1013・全部変更）

（令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者の報酬等）

第17条の5 令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬を除いたものとし、同法第203条の2第3項の規定により職務を行うために要する費用の弁償を受けるもの（同法第204条第2項に規定する通勤手当に相当するものに限る。）を加えたものとする。

- 2 令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第4項に規定する期末手当及び同法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬とする。

（平27公告1013・全部変更、令4公告1117・一部変更）

（継続長期組合員の報酬等）

第17条の6 継続長期組合員（法第140条第2項に規定する継続長期組合員をいう。次項において同じ。）に係る令第40条第3項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

- 2 継続長期組合員に係る令第40条第3項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与と

する。

(平27公告1013・全部変更)

(職員引継一般地方独立行政法人等の役職員の報酬等)

第17条の7 法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人、法第141条の3に規定する定款変更一般地方独立行政法人又は法第141条の4に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人(次項において「職員引継一般地方独立行政法人等」という。)の役職員に係る令第41条の2に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第56条第1項において準用する同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第57条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与を除いたものとする。

2 職員引継一般地方独立行政法人等の役職員に係る令第41条の2に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則に定めるものは、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第57条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬又は給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与とする。

(平27公告1013・全部変更)

(組合役職員の報酬等)

第18条 組合役職員(法第141条第1項に規定する組合役職員をいう。次項において同じ。)に係る令第40条の2第1項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

2 組合役職員に係る令第40条の2第1項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。

(平27公告1013・全部変更)

(過払込みの掛金等)

第19条 市町村が組合員の掛金等(法第114条第1項に規定する掛金等をいう。以下同じ。)を超過して組合に払い込んだときは、組合は、その超過した部分をその者の次回の掛金等に充てるものとする。ただし、その者が組合員の資格を喪失した場合において過払込

みの掛金等があるときは、直ちにこれを返還しなければならない。

2 前項の規定は、組合員が組合に支払うべき掛金等以外の金額を超過して組合に払い込んだ場合について準用する。

(平27公告1013・一部変更)

第6章 財務

(寄附及び補助の受入れ)

第20条 組合は、寄附又は補助を受けることができる。

2 用途を指定した寄附又は補助は、その目的のほかには使用することができない。

3 用途を指定しない寄附又は補助は、主として法第112条第1項に規定する費用に充てるものとする。

第7章 内部監査

(監査員)

第21条 理事長は、必要があると認めるときは、組合員のうちから監査員2名を命ずるものとする。

(監査)

第22条 施行規程第171条に規定する監査は、定期監査及び臨時監査とし、理事長又は前条に規定する監査員が行うものとする。

2 定期監査は、毎事業年度末日現在において行うものとする。

3 臨時監査は、出納主任（代理出納主任及び分任出納主任を含む。）に異動があった場合及び理事長が必要と認めた場合に行うものとする。

(監査員の権限)

第23条 監査員は、出納職員（施行規程第8条及び第22条に規定する出納職員をいう。以下同じ。）又はこれらの代理者に対し、現金、預金通帳、帳簿、証拠書類等の提示、事実の説明、資料の作成その他監査に必要な事項を要求することができる。

(監査の立会)

第24条 監査員が監査を行う場合には、出納職員は、監査に立ち会わなければならない。

ただし、これらの職員が事故のため自ら立ち会うことができないときは、その代理者が立ち会わなければならない。

(監査報告書)

第25条 監査員は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

(1) 監査年月日

(2) 監査の対象となった期間

(3) 監査事項

(4) 監査の結果の概況及び意見

(5) 出納職員に対して直接注意した事項

(6) 文書をもって注意しなければならない事項

(7) その他参考事項

(監査中の事故報告)

第26条 監査員は、監査中に重大な事故を発見したときは、直ちに理事長に報告しなければならない。

第8章 雑則

(書類の保存期限)

第27条 次の各号に掲げる書類に係る施行規程第165条第6号に規定する運営規則で定める期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- | | |
|---|-----|
| (1) 例規 | 永久 |
| (2) 組合員原票、通算退職年金原票 | 10年 |
| (3) 前2号及び施行規程第165条第1号から第5号までに掲げる書類以外の書類 | 3年 |

(地方公共団体の報告)

第28条 施行規程第173条の規定による地方公共団体の報告については、次の各号に掲げるところにより遅滞なくこれを行わなければならない。

- | | |
|--|----------|
| (1) 別紙様式第3号による組合員数、被扶養者数、標準報酬月額及び掛金負担金等に関する報告書(月次調定分)の提出 | 毎月 |
| (2) 別紙様式第3号の2による組合員数、被扶養者数、標準報酬月額及び掛金負担金等に関する報告書(標準期末手当等分)の提出 | 期末手当等支給月 |
| (3) 別紙様式第4号による標準報酬月額に関する定時決定届の提出 | 毎年7月 |
| (4) 別紙様式第4号による標準報酬月額に関する随時改定届、育児休業等終了時改定届及び産前産後休業終了時改定届の提出 | 当該改定月 |
| (5) 別紙様式第4号の2による標準期末手当等届の提出 | 期末手当等支給月 |
| (6) 遡及に係る異動については別紙様式第5号による標準報酬月額に係る遡及調整書若しくは別紙様式第5号の2による標準期末手当等に係る遡及調整書の提出当該異動の措置が講じられた月 | |

(平7公告654・平15公告798・平16公告816・平27公告1013・一部変更)

(細則の制定)

第29条 この運営規則に定めるもののほか、組合の業務の執行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この運営規則は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。

(昭54公告330・旧附則・一部変更)

2 定款附則第8項の規定により組合が行う同項の財形住宅貸付事業に関する規程については、理事長が別に定める。

(昭54公告330・追加、昭62公告490・一部変更)

- 3 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第58号）第5条第6項に規定する運営規則で定める給料は、その者の休職等の事由が消滅して職務に復帰した場合等において講じられた給料の調整の際の措置にならば、当該休職等の期間について人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）第44条第1項の規定に相当する給与条例等の規程に規定する調整期間に応じて定期昇給が行われていたとしたならば、その者が当該期間内において受けるべきであった給料の額を基準として理事長が定める額とする。

（昭62公告490・追加）

附 則（昭和38年公告第8号）

この規則は、公布の日より施行し、昭和37年12月1日から適用する。

附 則（昭和39年公告第46号）

この変更は、昭和39年10月1日から施行する。

附 則（昭和46年公告第177号）

この変更は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年公告第330号）

この変更は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年公告第355号）

- 1 この変更は、公告の日から施行する。

- 2 変更後の第17条の規定は、昭和42年度以降における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和54年法律第73号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下、「施行日」という。）以後に改正法による改正後の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第140条第2項に規定する継続長期組合員となった者に係る仮定給料について適用し、施行日前に改正法による改正前の法第140条第1項に規定する復帰希望職員に該当した者に係る仮定給料については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年公告第362号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和55年7月1日から適用する。

附 則（昭和62年公告第490号）

この変更は、公布の日より施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（平成2年公告第553号）

この変更は、公布の日より施行し、平成2年1月1日から適用する。

附 則（平成6年公告第625号）

この変更は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成6年公告第626号）

この変更は、公布の日から施行し、平成6年7月1日から適用する。

附 則（平成6年公告第642号）

この変更は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

附 則（平成7年公告第654号）

この変更は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成8年公告第673号）

この変更は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成12年公告第737号）

この変更は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年公告第774号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成15年公告第792号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年公告第798号）

この規則は、公告の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年公告第816号）

この規則は、公告の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年公告第862号）

この運営規則は、公告の日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定については、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年公告第870号）

この規則は、公告の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成19年公告第874号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年公告第900号）

この変更は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年公告第927号）

この規則は、平成21年7月27日から施行し、平成21年5月30日から適用する。

附 則（平成21年公告第928号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成27年公告第1013号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年公告第1030号）

この変更は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公告第1052号）

この変更は、平成30年6月19日から施行し、平成30年5月1日から適用する。

附 則（令和3年公告第1097号）

この変更は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年公告第1117号）

この変更は、公告の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

資格喪失 組合員 転出 報告書

所属所コード	所属所名

決裁年月日						処理年月日	
課長	課長補佐	係長	主査	係	入力	確認	

組合員証・組合員被扶養者証及び高齢受給者証を必ず添付してください。 (網掛) の欄は記入しないでください。

組合員証番号	組合員氏名	事由	11	12	13	14	15	証回収	組合員証添付枚数 (高齢証含む。)	紛失枚数 (再交付申請書添付)	※共済組合使用欄	原票	
			定年	普通	勸奨	任期满了	死亡		枚	枚		総務課	年金課
退職年月日	資格喪失年月日	由	17	16	転出先所属			本人	枚	枚		総務課	年金課
年 月 日	年 月 日		引続き公務員として 他共済へ転出	岐阜県市町村職員 共済組合内転出	転出年月日 (年 月 日)								
退職年月日	資格喪失年月日	由	17	16	転出先所属			本人	枚	枚		総務課	年金課
年 月 日	年 月 日		引続き公務員として 他共済へ転出	岐阜県市町村職員 共済組合内転出	転出年月日 (年 月 日)								
退職年月日	資格喪失年月日	由	17	16	転出先所属			本人	枚	枚		総務課	年金課
年 月 日	年 月 日		引続き公務員として 他共済へ転出	岐阜県市町村職員 共済組合内転出	転出年月日 (年 月 日)								
退職年月日	資格喪失年月日	由	17	16	転出先所属			本人	枚	枚		総務課	年金課
年 月 日	年 月 日		引続き公務員として 他共済へ転出	岐阜県市町村職員 共済組合内転出	転出年月日 (年 月 日)								
退職年月日	資格喪失年月日	由	17	16	転出先所属			本人	枚	枚		総務課	年金課
年 月 日	年 月 日		引続き公務員として 他共済へ転出	岐阜県市町村職員 共済組合内転出	転出年月日 (年 月 日)								

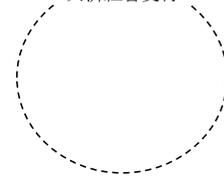
上記のとおり組合員証等を添えて報告します。

岐阜県市町村職員共済組合理事長 様

年 月 日

所属所長

共済組合受付



公益的法人等派遣職員 (在職派遣)
 継続長期組合員 (退職派遣)
資格取得届書

決裁年月日								
事務局長	課長	課長補佐	係長	主任	係	基幹入力	確認	原票

共済組合処理欄 は記入しないでください。

組合員証		組合員氏名		住所			性別	処理年月日
記号	番号	(フリガナ)	(フリガナ)	(〒 -)			1. 男 2. 女	・退職派遣者に係る添付書類 1. 組合員証 2. 組合員被扶養者証 被扶養者がいるとき 3. 高齢受給者証 高齢受給者がいるとき
				生年月日	昭和・平成	年 月 日		
派遣職員となった日 (公庫等職員)		年 月 日		派遣職員となるために転出した日 (公庫等職員)		年 月 日		
派遣先団体の名称及び所在地				転出時の所属機関の名称及び所在地				
共済組合処理欄		公益的法人等派遣職員 (在職派遣)		異動事由 32		組合員種別 74 76 (70歳以上) 78 (後期高齢)		
		継続長期組合員 (退職派遣)		喪失 12 届出区分 02 → 異動事由 24		組合員種別 75 77 (70歳以上) 79 (後期高齢)		

給与に関する事項

標準報酬等級・月額

固定的給与	円
非固定的給与	円
合計	円

短期	等級	円
厚生年金	等級	円
退職等年金	等級	円

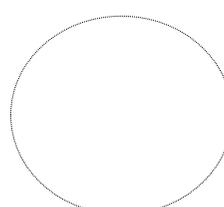
企業																	
会計支出科目																	
部署番号																	

上記のとおり〔公益的法人等派遣職員・継続長期組合員〕となりましたので届け出ます。 岐阜県市町村職員共済組合理事長 様 年 月 日 届出者 氏名		共済組合受付
上記の日に派遣職員 (公庫等職員) となったことを証明します。 年 月 日 派遣先団体の長	任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて派遣職員 (公庫等職員) となるために、上記の日に転出したことを証明します。 年 月 日 所属所長	

公益的法人等派遣職員 (在職派遣) **資格喪失届書**
 継続長期組合員 (退職派遣)

決裁年月日								
事務局長	課長	課長補佐	係長	主任	係	基幹入力	確認	原票

共済組合処理欄は記入しないでください。

組合員証		組合員氏名		住 所			性別	処理年月日
記号	番号	(フリガナ)	(フリガナ)	(〒 -)			1. 男	・退職派遣者が引き続き 組合員となった場合
				生年月日	昭和・平成	年 月 日	2. 女	
公益的法人等派遣職員 継続長期組合員		資格喪失日	年 月 日	引き続き組合員となった日		年 月 日	被扶養者について [有・無]	
公益的法人等派遣職員 継続長期組合員		資格喪失事由 1. 派遣期間が満了したため 2. 引き続き派遣職員(公庫等職員)として 在職しなくなったため		組合員種別の選択 <input type="checkbox"/> 10 一般組合員 <input type="checkbox"/> 30 特定消防組合員		異動事由 32		1. 口座の変更届 (組合登録の口座を変更するとき) 2. 被扶養者申告書〔認定〕 (被扶養者がいるとき)
		共済組合処理欄		公益的法人等派遣職員	喪失 12	届出区分 02 → 異動事由 24		
資格喪失時の派遣先 団体の名称及び所在地				復帰後の所属機関の名称及び所在地				
給与に関する事項			標準報酬等級・月額					
固 定 的 給 与	円		短期	等級	円	企業		
非 固 定 的 給 与	円		厚生年金	等級	円	会計支出科目		
合 計	円		退職等年金	等級	円	部課署番号		
上記のとおり〔公益的法人等派遣職員・継続長期組合員〕の資格を喪失しましたので届け出ます。 岐阜県市町村職員共済組合理事長 様							共 済 組 合 受 付	
年 月 日 届 出 者 氏 名								
上記の日に派遣職員(公庫等職員)の資格を喪失したことを証明します。 年 月 日			上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。 年 月 日					
派遣先団体の長			所 属 所 長					

別紙様式第2号 (令3公告1097・一部変更)

給 付 金 明 細 簿

年 月 日 支払分

所属市町村名	給付種別	請求者名	請求年月日	請求金額	支払金額	備考

組合員数、被扶養者数、標準報酬月額及び掛金負担金等に関する月例報告書

所屬所		会計支出科目		(年 月 分) (月次設定分) 平成 年 月 日 作成 頁																	
区分	当月分			被扶養者数	標準報酬月額 (千円)	区分	週及分			被扶養者数	標準報酬月額 (千円)	区分	当月異動			標準報酬月額 (千円)	週及異動			標準報酬月額 (千円)	
	男	女	計				男	女	計				男	女	計		男	女	計		男
一般組合員	一般職					一般組合員	一般職					加入					脱退				
	特別職						特別職														
	市町村長組合員						市町村長組合員						内部転入								
	特定消防組合員						特定消防組合員						内部転出								
	計						計						随時改定等								
	産前産後育児休業免除対象						前月分					〔 組合員数 上段:短期 中上段:介護 中下段:厚年 下段:退職等 〕			〔 被扶養者数 上段:短期 中上段:介護 〕						
	介護非適用																				

区分	短期			厚生年金		退職等年金		経過的長期	保健	業務
	掛金 介護掛金	負担金 介護負担金	特財負担金 公的負担金	組合員保険料	所屬所負担分 基礎年金負担金	掛金	負担金	負担金	掛金 負担金	負担金 子ども・子育て費
前月分										
当月分										
週及分										
計										
産前産後育児休業免除対象										
介護非適用										

今月払込分	区分	掛金	負担金	区分	掛金	負担金
	掛金・負担金	短期			退職等	
特財負担金				経過的長期		
公的負担金				保健		
介護				業務負担金		
短期計				子ども・子育て費		
厚生年金保険料				業務計		
基礎年金負担金						
厚生年金計						
計			総合計			

上記のとおり報告します。

年 月 日

所屬所長

組合員数、被扶養者数、標準報酬月額及び掛金負担金等に関する月例報告書

所属所												(年 月 分) (標準期末手当等分) 平成 年 月 日 作成 頁									
会計支出科目		当 月 分					過 及 分					当 月 異 動					過 及 異 動				
区 分	組 合 員 数			被扶養者数	標準報酬月額 (千円)	区 分	組 合 員 数			被扶養者数	標準報酬月額 (千円)	区 分	組 合 員 数			標準報酬月額 (千円)	組 合 員 数			標準報酬月額 (千円)	
	男	女	計				男	女	計				男	女	計		男	女	計		
一般組合員	一般職					一般組合員	一般職					加入									
	特別職						特別職						脱退								
市町村長組合員						市町村長組合員						内部転入									
特定消防組合員						特定消防組合員						内部転出									
計						計						随時改定等									
産前産後育児休業免除対象						前月分						{ 組合員数 上段:短期 中上段:介護 中下段:厚年 下段:退職等 } { 標準報酬月額 } { 被扶養者数 上段:短期 中上段:介護 }									
介護非適用																					

区 分	短 期			厚 生 年 金		退 職 等 年 金		経 過 の 長 期	保 健	業 務
	掛 金 介 護 掛 金	負 担 金 介 護 負 担 金	特 財 負 担 金 公 的 負 担 金	組 合 員 保 険 料	所 属 所 負 担 分 基 礎 年 金 負 担 金	掛 金	負 担 金	負 担 金	掛 金 負 担 金	負 担 金 子 ども、子 育 て 掛 金 出 金
前月分										
当月分										
過及分										
計										
産前産後育児休業免除対象										
介護非適用										

上記のとおり報告します。

年 月 日

所属所長

今月払込分 掛金・負担金	区 分	掛 金	負 担 金	区 分	掛 金	負 担 金
		短 期			退 職 等	
	特財負担金			経過の長期		
	公的負担金			保 健		
	介 護			業務負担金		
	短期計			子ども・子育て拠出金		
	厚生年金			業 務 計		
	基礎年金					
	前月分					
	計					
		総 合 計				

定時決定届・随時改定届
 育児休業等終了時改定届
 産前産後休業終了時改定届

所属所番号		所属所名															
【元号】 3:昭和 4:平成																	
証番号	異動事由		異動年月日		会計支出科目			従前標準報酬		給与月額				決定標準報酬			
	性別	生年月日	部課番号			等級	月額	算定基礎月	固定の給与	非固定の給与	合計	平均額		等級	月額		
	氏名(上段:カナ、下段:漢字)		組合員種別	改定事由	変更理由							報酬総額	決定方法			情報	
	元号	年	月	日			元号	年	月	(1) 月	円	円	円	円	円	短期	千円
	1.男	2.女								(2) 月	円	円	円	円	円	短期	千円
										(3) 月	円	円	円	円	円	厚年	
										計						退職	
	元号	年	月	日			元号	年	月	(1) 月	円	円	円	円	円	短期	千円
	1.男	2.女								(2) 月	円	円	円	円	円	短期	千円
										(3) 月	円	円	円	円	円	厚年	
										計						退職	
	元号	年	月	日			元号	年	月	(1) 月	円	円	円	円	円	短期	千円
	1.男	2.女								(2) 月	円	円	円	円	円	短期	千円
										(3) 月	円	円	円	円	円	厚年	
										計						退職	
	元号	年	月	日			元号	年	月	(1) 月	円	円	円	円	円	短期	千円
	1.男	2.女								(2) 月	円	円	円	円	円	短期	千円
										(3) 月	円	円	円	円	円	厚年	
										計						退職	

【異動事由】 36:定時決定 37:随時改定等 33:会計支出科目変更 38:部課番号変更
 【改定事由】 1:随時改定(固定給変動) 2:育児休業等終了時改定 3:産前産後休業終了時改定 4:その他(即時改定) 5:資格取得時訂正 【変更理由】 1:給与改定 2:昇給昇格 3:その他

上記のとおり報告します。
 岐阜県市町村職員共済組合理事長 様
 年 月 日

所属所長

標準期末手当等届

【元号】 3：昭和 4：平成 5：

所属所番号		所属所名				給与改定区分	支給年月日	会計支出科目	期末手当等	標準期末手当等の額		(予備)												
証番号	氏名 (上段:カナ、下段:漢字)	性別	生年月日		元号					年	月		日	円	千円									
		1. 男 2. 女	元号	年	月	日	0. 新規 1. 改定	元号	年	月	日													
		1. 男 2. 女	元号	年	月	日	0. 新規 1. 改定	元号	年	月	日													
		1. 男 2. 女	元号	年	月	日	0. 新規 1. 改定	元号	年	月	日													
		1. 男 2. 女	元号	年	月	日	0. 新規 1. 改定	元号	年	月	日													
		1. 男 2. 女	元号	年	月	日	0. 新規 1. 改定	元号	年	月	日													
		1. 男 2. 女	元号	年	月	日	0. 新規 1. 改定	元号	年	月	日													
		1. 男 2. 女	元号	年	月	日	0. 新規 1. 改定	元号	年	月	日													

1 - 2 - 20

上記のとおり報告します。

年 月 日

岐阜県市町村職員共済組合理事長 様

所属所長

標準報酬月額に係る遡及調整書 (年 月報告分)

※裏面の注意事項をよく読んで記入してください。

所属コード	氏名	適用年月日 年 月 日	① 遡及 月数 <small>(1)内は12月の発生月数</small>	短期・保健経理				介護保険〔短期経理〕				厚生年金保険経理				退職等年金経理							
				標準報酬月額	短+保掛金	差額(A-B)×①(円)		標準報酬月額	介護掛金	差額(C-D)×①(円)		標準報酬月額	厚生年金保険料	差額(E-F)×①(円)		標準報酬月額	退職等年金掛金	差額(G-H)×①(円)					
				(千円)	率〔 〕	標準報酬月額(千円)	短+保掛金(円)	(千円)	率〔 〕	標準報酬月額(千円)	介護掛金(円)	(千円)	率〔 〕	標準報酬月額(千円)	厚生年金保険料(円)	(千円)	率〔 〕	標準報酬月額(千円)	退職等年金掛金(円)				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C					異動後E					異動後G				
		年 月 日		異動前B					異動前D					異動前F					異動前H				
		年 月 日		異動後A					異動後C														

標準期末手当等に係る遡及調整書 (年 月報告分)

所属所コード		差額発生期	期末手当等総額	標準期末手当等の額 (千円) 上段:短期 中上段:介護 中下段:厚年 下段:退職等	短期+保健掛金 (円) 率 []	介護掛金 (円) 率 []	厚生年金保険料 (円) 率 []	退職等年金掛金 (円) 率 []
組合員証番号	氏名							
		年 月 期	訂正後①					
			訂正前②					
			差額 (①-②)					
		年 月 期	訂正後①					
			訂正前②					
			差額 (①-②)					
		年 月 期	訂正後①					
			訂正前②					
			差額 (①-②)					

【差額合計】

短期・保健経理				介護保険 (短期経理)			厚生年金保険経理			退職等年金経理			
標準期末手当等 (千円)	短期+保健掛金 (円)	短期負担金 (円) 率 []	保健負担金 (円) 率 []	標準期末手当等 (千円)	介護掛金 (円)	介護負担金 (円) 率 []	標準期末手当等 (千円)	厚生年金保険料 (円) 率 []	厚生年金保険負担金 (円) 率 []	標準期末手当等 (千円)	退職等年金掛金 (円) 率 []	退職等年金負担金 (円) 率 []	
上記のとおり報告します。										経過の長期経理		業務経理	
										標準期末手当等 (千円)	経過の長期負担金 (円) 率 []	標準期末手当等 (千円)	派遣職員にかかる子ども・子育て拠出金 (円) 率 []

年 月 日
岐阜県市町村職員共済組合理事長 様
所属所長